



滝川市 奨学金返済支援 事業補助金

滝川市と共に自社従業員を支援しませんか？

人材確保

定着

従業員の
負担軽減

魅力UP

滝川市奨学金返済支援事業補助金とは…

滝川市の産業を担う人材を確保し、その人材の本市への定着を促進するため、本市に登録している「協力企業」に勤務し、奨学金を返済する方に対して、予算の範囲内において当該奨学金の返済を支援する補助金のこと。

協力企業とは…

自社従業員に対し、奨学金返済支援を目的とした金銭給付（給与等による直接給付や貸付元（独立行政法人日本学生支援機構）への代理返還）を実施する又は実施している企業で滝川市の「協力企業」として登録した企業のこと。

協力企業登録要件

- ①市内に主たる事業所を有する中小企業であって、奨学金の返済をする者を正社員として現に雇用し、又は雇用する見込みがあること
- ②市税の滞納がないこと
- ③暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係者でないこと
- ④正職員に対し、奨学金の返済支援を目的として、金銭給付を予定していること
- ⑤補助金の交付に関する手続きやその他の関連する事務に関し、本市の求めに応じ、必要な協力を行うことができること

交付対象者要件

- ①協力企業に令和7年4月1日以降に新規に採用され、交付申請年度に勤務する方
- ②大学等在籍中に奨学金の貸与を受け、計画的に返済している方
- ③滝川市内に住所を有し、市税に滞納がない方
- ④暴力団、暴力団員、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係者でない方

問合せ先

滝川市産業振興部産業振興課

☎0125-28-8030

✉syoukou@city.takikawa.lg.jp

詳細内容や協力企業一覧は
こちらをチェック

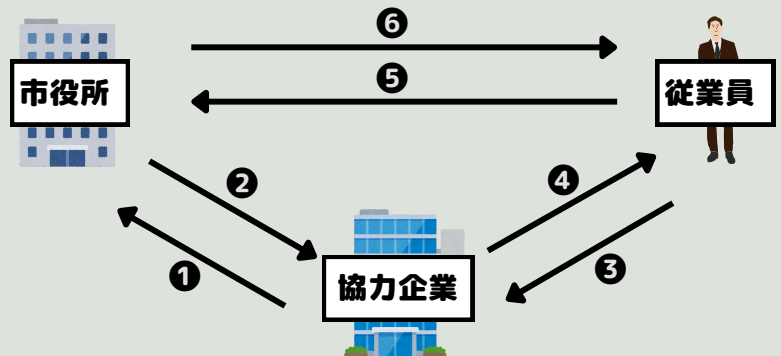


<https://www.city.takikawa.lg.jp/soshiki/18/>

手続きイメージ

ー通常パターンー

- ①協力企業登録申請
- ②登録通知及び
市HPに協力企業として掲載
- ③協力企業に就職
- ④協力企業からの支援金
- ⑤交付申請及び実績報告、請求
- ⑥補助金交付



※各種手続きについては、勤務先である「協力企業」を通じて提出してください。



※交付対象者（従業員）に関する各種手続きについては、**上半期（4～9月）と下半期（10～3月）**ごとの手続きとなります。

※協力企業の登録については、**初回登録のみ**となります（登録を取り消したい場合は別途手続きが必要になります）。

協力企業登録方法



Q & A



支援対象者（従業員）が退職や転出した場合はどうなりますか？



退職や市外へ転出した月を除いた期間が対象となります。その際は、別途手続きが必要となります。



現在、勤務していて奨学金を返済している従業員も対象になりますか？



対象になりません。令和7年4月1日以降に新規に採用され、交付申請年度に勤務する方が対象となります（上記基準日以降に中途採用された方も対象となります）。



協力企業に就職しないと対象にならないですか？



登録をした協力企業に就職した方が対象となります。そのため、企業側は事前に協力企業登録をする必要があります。



協力企業側の支援金額はいくらですか？



協力企業側の支援金額は設定していませんので、協力企業側で設定していただきます（上限なし）。また、市の補助金については、協力企業の支援金額と同額（協力企業側の支援金が月額10,000円を超えるときは10,000円を上限とします。）となります。

